

# 建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令案について (令和2年10月1日施行予定)(概要)

令和2年5月  
国土交通省  
土地・建設産業局

## 1. 背景

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)及び建設業法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第〇号)の施行に伴い、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)及び施工技術検定規則(昭和35年建設省令第17号)について、所要の改正を行う必要がある。

## 2. 建設業法施行規則における改正の概要

### (1) 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準及び提出書類について(第3条及び第7条(法第7条)関係)

経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準は①及び②の要件を満たすものとする。

#### ① 適切な経営能力を有すること

適正な経営能力を有するものとして、下記の(イ)又は(ロ)のいずれかの体制を有するものであること。

(イ) 常勤役員等のうち一人が下記の(a1)、(a2)又は(a3)のいずれかに該当する者であること。

※常勤役員等：法人の場合は常勤の役員、個人の場合はその者又は支配人をいう。以下同じ。

(a1) 建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者

(a2) 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として5年以上経營業務を管理した経験を有する者

(a3) 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として6年以上経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

(ロ) 常勤役員等のうち一人が下記の(b1)又は(b2)のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として、下記の(c1)、(c2)及び(c3)に該当する者をそれぞれ置くものであること。

(b1) 建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、建設業の役員等の経験二年以上を含む五年以上の建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における経験を有する者

(b2) 建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、建設業の役員等の経験二年以上を含む五年以上の役員等の経験を有する者

- (c1) 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
  - (c2) 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
  - (c3) 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の運營業務の経験を有する者
- ※ (c1) (c2) (c3) は一人が複数の経験を兼ねることが可能

② 適切な社会保険に加入していること

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、全ての適用事業所又は適用事業について、適用事業所又は適用事業であることの届出を行った者であること。

※ ①及び②の要件を満たしていることを示す書類として、①に関し、使用人の証明書や会社の組織図等、②に関し、届出の内容を記載した書面や届出を行ったことを示す書類の提出を求めることとする。

※ ①及び②の要件に関し、変更が生じた場合は、一部を除き、変更から二週間以内にその内容について届出をしなければならないこととする。

(2) 事業承継に係る認可の手続について（新設（法第17条の2）関係）

① 認可の申請については、法律に定める認可の区分に応じ、関係者の連名で申請書を提出することとし、許可の場合に準じた書類及びそれぞれ以下の書類を添付させることとする。

（譲渡及び譲受け）

- ・ 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し
- ・ 譲渡人又は譲受人が法人である場合には、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類

（合併）

- ・ 合併の方法及び条件が記載された書類
- ・ 合併契約書の写し及び合併比率説明書
- ・ 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類

（分割）

- ・ 分割の方法及び条件が記載された書類
- ・ 分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書
- ・ 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思決定を証する書類

② 認可申請書の提出先が国土交通大臣となる場合において、都道府県知事の許可を受けている認可申請者は、認可の申請を行った旨を当該都道府県知事に届出をすることとする。

③ ②の場合は、国土交通大臣は、当該都道府県知事に対して、当該都道府県知事の許可を受けた建設業者に係る書類の提出その他必要な協力を求めることができることとする。

④ 国土交通大臣又は都道府県知事は、上記のほか、必要と認められる書類を認可申請者に

提出させることができることとする。

- ⑤ 建設業者としての地位を承継する者が建設業者である場合など、一定の場合に、提出書類の一部を省略することができることとする。
- ⑥ 認可を受けて建設業者としての地位を承継した者は、一定の期間内に（１）②の届出を行ったことを示す書面等を提出しなければならないこととする。
- ⑦ その他所要の措置を講ずることとする。

**（３） 相続に係る認可の手続について（新設（法第 17 条の 3）関係）**

認可の申請については、法律に定める認可の区分に応じ、相続人が申請書を提出することとし、許可の場合に準じた書類及びそれぞれ以下の書類を添付させることとする。

- ・ 申請者と被相続人との続柄を証する書類
- ・ 申請者以外に相続人がある場合にあっては、当該建設業を申請者が継続して営むことに対する当該申請者以外の相続人の同意書
- ・ 相続した者が建設業者として適正な者であることを担保する書類等、その他の添付書類、書類の免除や相続後に提出を求める書面の規定については、承継と同様とする。

※手続きに関して、（２）と同様の規定を設けることとする。

**（４） 建設工事の請負契約締結に係る情報通信の技術を利用する方法について（第 13 条の 2 第 2 項関係）**

電子情報処理組織を利用する場合の技術的な基準の要件について、当該契約の相手方が本人であることを確認するための措置を講じていることを追加する。

**（５） 工期等に影響を及ぼす事象について（新設関係）**

法新第 20 条の 2 の国土交通省令で定める事象は、以下に掲げる事象とする。

- ・ 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- ・ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

**（６） 施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項について（第 14 条の 2、第 14 条の 4 関係）**

施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項について、以下の事項を追加する。

- ① 監理技術者を補佐する者について、氏名及び保有資格を記載することとする。
- ② 当該建設工事の従事者に関する事項を追加する。具体的には、当該建設工事に従事する者に関する記載事項は以下のとおりとする。
  - ・ 氏名、生年月日及び年齢
  - ・ 職種
  - ・ 社会保険の加入状況
  - ・ 中退共又は建退共への加入の有無
  - ・ 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容

- ・ 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（※工事に従事する者が希望しない場合は記載を要しない。）

また、①の者を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有すること及び恒常的に雇用されていることを示す書類を施工体制台帳に添付することとする。

※ ①の記載については作成建設業者に限る。

**(7) 施工体制台帳の電子的な取扱について（第 14 条の 2、第 14 条の 4 関係）**

- ① 施工体制台帳の添付書類のうち、契約書及び下請契約書の写しについては、書面により契約を締結した場合であっても、電子的措置による添付に代えることを認めることとする。

※ 再下請通知書に係る下請契約書についても同様

- ② また、下記の書類について、電子的措置による添付に代えることを認めることとする。
- ・ 監理技術者及び主任技術者がその資格を有することを示す書面及び恒常的な雇用関係を示す書面
  - ・ 監理技術者を補佐する者又は専門技術者を配置する場合は、その者が主任技術者資格を有することを示す書面及び恒常的な雇用関係を示す書面
- について、電子的措置による添付を認めることとする。

**(8) 施工体系図の記載事項について（第 14 条の 6 関係）**

施工体系図の記載事項としてそれぞれの下請の業者に関する以下の事項を追加する。

- ・ 代表者の氏名
- ・ 特定専門工事の該当の有無
- ・ 当該下請負人が受けた建設業の許可の番号
- ・ 受けた許可の一般建設業及び特定建設業の別

**(9) 特定専門工事を利用する場合の元下間の合意内容について（新設（法第 26 条の 3）関係）**

法第 26 条の 3 の規定により、上位下請の主任技術者が下位下請の主任技術者が行うべき工事の施工管理を自身の本来行うべき施工管理と併せて行う場合に、上位下請と下位下請が合意すべき事項は、以下のとおりとする。

- ・ 特定専門工事の内容
- ・ 特定専門工事の下請契約の請負代金額の額
- ・ 他に特定専門工事に該当する下請契約があるときは、それらの請負代金の額の総額
- ・ 元請負人（上位下請）が置く主任技術者の氏名及び有する資格

なお、法第 26 条の 3 第 6 項第 1 号の基準を満たしていることを証する書面及び主任技術者を専任で設置する旨の元請負人の誓約書の添付を求めることとする。

**(10) 特定専門工事の注文者の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法について（新設（法第 26 条の 3 第 5 項、令第 31 条第 1 項）関係）**

法第 26 条の 3 第 5 項の方法は、一定の要件を満たす電子情報処理組織を使用する方法又は磁気ディスクを使用する方法とすることとする。また、令第 31 条第 1 項の規定により示すべき事項は、注文者が使用する方法及びファイルへの記録の方式とすることとする。

**(11) 監理技術者講習の有効期間の起算点の見直しについて（第 17 条の 14 関係）**

工事現場に専任しなければならない監理技術者は、選任の期間中のいずれの日においても、その日の前 5 年以内に行われた監理技術者講習を受講していなければならないこととされているところ、監理技術者講習の有効期間の起算点を見直し、講習を受けた日の属する年の翌年の 1 月 1 日から 5 年以内に監理技術者講習を受講していなければならないこととする。

**(12) 経営事項審査の審査項目に必要な知識及び技術又は技能の向上に取り組む技術者及び技能者を追加することについて（第 18 条の 3 関係）**

経営事項審査の評価項目として、建設業者による技術者及び技能者の知識及び技術又は技能の向上の取組の状況を追加する。

**(13) 経営事項審査の審査項目のうち「建設業の経理に関する状況」の見直し（第 18 条の 3 関係）**

「建設業の経理に関する状況」の、評価項目を見直し、下記の者による建設業の経理が適正に行われたことの確認の有無を評価することとする。

- ・ 公認会計士又は税理士のうち国土交通大臣が定める講習を受講した者
- ・ 登録経理試験に 5 年以内に合格した者及び登録経理試験に合格し、5 年以内に登録経理講習を受講した者
- ・ 上記と同等以上の建設業の経理に関する業務を遂行する能力を有すると認められるもの  
また、建設業の経理に関する業務を遂行する能力を有するものと認められる者の数の評価対象についても、対象を上記に該当する者とする。

**(14) 登録経理講習実施機関の創設について（新設関係）**

(12) に関連し、登録経理講習を実施する機関に関する登録制度の規定を整備する。

- ・ 登録は登録経理講習事務を行おうとする者の申請により行うこととする。
- ・ 次の登録の要件のすべてに適合しているときは、国土交通大臣はその登録を行わなければならないこととする。
  - ・ 建設業の原価計算、財務諸表、財務分析（1 級に限る。）に関する科目について講習が行われるものであること。
  - ・ 登録経理講習の種目に関する科目を担当する教授等を 2 名以上含む、5 名以上の者によって構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判断が行われるものであること。
- ・ 登録経理講習機関は、次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならないこととする。

らないこととする。

- ・講習は、講義及び試験により行うものであること。
- ・受講者の本人性を確認すること。
- ・講義及び試験は、建設業の原価計算、財務諸表、財務分析（1級に限る。）に関する科目について、講義を合計6時間以上、試験を1時間以上行うこと。
- ・修了者に対して、登録経理講習修了証を交付すること。等
- ・その他登録経理講習機関の登録、講習の実施に必要な規定を設けることとする。

**(15) 建設業者団体の取組に関する規定について（第23条関係）**

建設業者団体が行っている取組の内容について国土交通大臣に届け出ることができる事項として、以下を追加する。

- ・建設工事に従事する者の処遇改善及び生産性の向上に関する取組を支援する事業を実施している場合
- ・災害が発生した場合における当該災害を受けた地域における公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な措置を講じている場合

**(16) 標識の記載事項の見直しについて（別記様式第29号関係）**

工事現場に掲げる標識について、監理技術者等が非専任となる場合のうち、監理技術者補佐を配置する場合は、その旨が明確になるよう、様式の記載要領部分を改正する。

**(17) 帳簿の添付資料の電子化について（第26条関係）**

法第40条の3の規定により、保存する必要がある帳簿本体及び営業に関する図書に添付すべき書類について、書面による契約の場合であっても当該契約書の写しを電子的な方法により保存することを認めることとするとともに、現行で電子的な保存が認められていない以下の2つについても電子的な措置による保存を認めることとする。

- ①特定建設業者が注文者となった下請契約に係る、支払った額及び支払った年月日及び支払い手段を証する書面又はその写し
- ②施工体制台帳の以下に関する事項を記載した部分
  - ・監理技術者等の氏名及びその有する資格等に関する事項
  - ・当該建設工事の下請負人の称号又は名称、許可番号
  - ・当該建設工事の下請負人の請け負った建設工事の内容及び工期
  - ・当該建設工事の下請負人の配置した主任技術者等の氏名及びその者が有する資格

**(18) その他**

その他必要な措置を講ずるものとする。

※施工技術検定規則等においても必要な規定の整備を行う。

**(19) 経過措置について（附則関係）**

① (4)(6)(8)に関する経過措置

施行日前に締結した契約にあつては、電子情報処理組織を用いて契約を行う場合の技術的基準並びに施工体制台帳、再下請通知書及び施工体系図の記載事項については、なお従前の例によることとする。

② 経営事項審査に関する経過措置

経営事項審査の客観的事項に関する規定は、令和3年度において行われる経営事項審査から適用するものとし、令和2年度において行われる経営事項審査については、なお従前の例によることとする。

③ 登録経理講習実施機関に関する経過措置

登録経理講習実施機関の登録の申請は、施行日前においても行うことができることとし、この場合において、登録は、令和2年10月1日から効力を生ずることとする。

### **3. 今後の予定**

公布：令和2年6月（予定）

施行：令和2年10月1日